

# 新型コロナワクチン接種関係書類の送付先の変更について



住民票に記載の住所と異なる所在地に、新型コロナワクチン接種関係書類の送付を希望される方は、「新型コロナワクチン接種関係書類送付先変更届」の届出が必要です。

下記のとおり、届出をしてください。

必要なもの	<p>1 新型コロナワクチン接種関係書類送付先変更届 ※ 市ホームページに掲載されています。</p>							
	<p>2 届出人の本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)の写し ※ 届出人が代理人の場合は必ず必要です。 ※ 届出人が被接種者本人であり、本人確認書類がない場合は、送付先変更住所への居所等がわかる疎明資料(賃貸契約書、公共料金明細書等の写し)を提出してください。</p>							
	<p>3 届出人が代理人の場合は、被接種者の本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)の写し ※ 被接種者の本人確認書類がない場合は、届出人と被接種者との関係がわかる疎明資料を提出してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>届出人</th> <th>被接種者の本人確認書類がない場合に必要な書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>親族</td> <td>続柄のわかる書類(住民票や戸籍謄本等の写し)</td> </tr> <tr> <td>成年後見人、保佐人等</td> <td>登記事項証明書等の写し</td> </tr> <tr> <td>世話人</td> <td>ア 施設入所や入院等がわかる疎明資料(契約書や領収書等の写し) イ 施設等職員の場合は、被接種者の入所施設等の職員であることがわかる書類(社員証、保険証等の写し)</td> </tr> </tbody> </table>	届出人	被接種者の本人確認書類がない場合に必要な書類	親族	続柄のわかる書類(住民票や戸籍謄本等の写し)	成年後見人、保佐人等	登記事項証明書等の写し	世話人
届出人	被接種者の本人確認書類がない場合に必要な書類							
親族	続柄のわかる書類(住民票や戸籍謄本等の写し)							
成年後見人、保佐人等	登記事項証明書等の写し							
世話人	ア 施設入所や入院等がわかる疎明資料(契約書や領収書等の写し) イ 施設等職員の場合は、被接種者の入所施設等の職員であることがわかる書類(社員証、保険証等の写し)							
届出方法	<p>郵送 <span style="font-size: 2em;">}</span> 〒488-0074 尾張旭市新居町明才切57番地 尾張旭市役所 ワクチン接種推進室 宛 <span style="font-size: 2em;">}</span></p> <p>※ 市新型コロナコールセンター(上記同住所 保健福祉センター 3階)の窓口でも届出を受付けますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での届出をお願いします。</p>							
その他	<p>1 <u>尾張旭市役所の他の手続きにおいて、送付先変更届(介護保険送付先変更届等)を出しており、その届出内容に変更がない場合は、届出人様の了承いただいた上で、既に届出している送付先変更届を「新型コロナワクチン接種関係書類送付先変更届」についても含むものとして届出を受け付けます。ご希望の場合は、市コールセンター(Tel: 55-0911)へお問合せください。</u></p> <p>2 住民票に記載の住所以外に新型コロナワクチン接種関係書類を送付することが、個人情報の管理等において問題があると判断する場合には、送付先を変更できないことがあります。</p> <p>3 送付先の変更に伴う不利益が生じた場合は、尾張旭市では責任を負いかねます。</p> <p>4 <u>代理人が届出する場合は、被接種者本人やその関係者に同意を得た上で、届出してください。</u></p>							

《連絡先》 尾張旭市新型コロナコールセンター (電話) 0561-55-0911